

40 歳～64 歳の方向け

マイナ保険証への移行に伴う要介護認定申請について

令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

これにより、介護保険第2号被保険者(40歳～64歳対象)の介護認定申請に際し必要となる医療保険の加入確認は、市がマイナンバーを利用した情報連携により行います。

ただし、情報連携により確認できない場合は、申請者等の状況に応じて、以下のとおり確認させていただきます。

マイナ保険証	申請時に提示するもの
持っている方	次のいずれかを提示すること。 ・現在加入の健康保険証が利用可能な期間(※1)内であり、申請時点で有効な健康保険証 ・保険者から送付された「資格情報のお知らせ」(※2) ・本人の申請等により保険者から送付された「資格確認書」(※3) ・自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして健康保険の被保険者資格情報が表示された画面 ・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」
持っていない方	次のいずれかを提示すること。 ・現在加入の健康保険証が利用可能な期間(※1)内であり、申請時点で有効な健康保険証 ・保険者から送付された「資格確認書」(※3)

※1 利用可能な期間:令和6年12月2日～令和7年12月1日(これより前に切れる場合はその有効期間)

※2 資格情報のお知らせ:マイナ保険証を持っている方に対して交付される、医療保険の情報等が記載された書面

※3 資格確認書:マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録のない方に対して交付される医療保険の情報等が記載された書面

問合せ先:十日町市 市民福祉部 福祉課 介護認定審査係 電話:025-755-5667